



7都総第 1-0461号
令和 7年 7月 8日

名古屋市東区
東桜2-15-4神谷BLD3階

トップウェル(株)

川瀬 佳一郎 様

愛知県知事 大村 秀章



特 定 建 設 業 に つ い て (許 可)

令和 7年 6月17日 付けで申請のありました 特 定 建 設 業 に
つ い て は、建 設 業 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、下 記 の と お り
許 可 し ま す。

記

許 可 番 号 愛知県知事 許可 (特一 7) 第102988号

許 可 年 月 日 令和 7年 7月15日

許 可 の 有 効 期 限 令和12年 7月14日

許 可 建 設 業 の 種 類

建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
熱絶縁工事業

建具工事業
解体工事業

担当 都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室
電話 052-954-6503
(ダイヤルイン)

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和12年 6月14日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)